

都留文科大学電子紀要の著作権について

都留文科大学電子紀要のすべては著作権法及び国際条約によって保護されています。

著作権者

- 「都留文科大学研究紀要」は都留文科大学が発行した論文集です。
- 論文の著作権は各論文の著者が保有します。
- 紀要本文に関して附属図書館は何ら著作権をもっておりません。

論文の引用について

- 論文を引用するときは、著作権法に基づく引用の目的・形式で行ってください。

著作権、その他詳細のお問い合わせは

都留文科大学附属図書館
住所: 402山梨県都留市田原三丁目8番1号
電話: 0554-43-4341(代)
FAX: 0554-43-9844
E-Mail: library@tsuru.ac.jp

までお願いします。

[電子紀要トップへ](#)

私鉄レッド・パージにおける「一斉強行」の問題性

レッド・パージの史的究明（七）

"The Strong Enforcement" of the 'Red Purge' in Private Railroad Companies

平田 哲男

HIRATA Teisuo

はじめに

- 一、エーミス見解と経営者側の方針
- 二、経営者側の強硬姿勢と「企業防衛」論
- 三、「追放」についての各組合史の記述とその歴史認識
- 四、「整理基準該当の具体的理由」の標的
おわりに

はじめに

レッド・パージを「実施」という観点から見た場合、私鉄のケースは、重要な特徴を容易に指摘することができる。経営者側が一致結束して、強行実施をはかったことである。

なにゆえに、私鉄の経営者達がレッド・パージの問題で一致結束できたのかは、依然として謎のままである。しかし、この事態は、当然のことながらレッド・パージのあり方そのものに、重大な影響を与えずにはおかなかった。そこで、本稿では、経営者側の一致結束がどのような問題をもたらしたかという点に十分留意しながら、私鉄におけるレッド・パージの実態解明に迫りたいと思う。¹⁾

一、エーミス見解と経営者側の方針

GHQのエーミス労働課長は、私鉄各社の経営者側と労働者側の双方の代表を招いて、レッド・パージについて都合二回の意見表明を行っている。一回目は、一九五〇年九月二六日のことであり、電工、全自動車の代表も同席していた。この意見表明には、注目すべ

き点がいくつかある。要約すれば、¹レッド・パージは、GHQや政府の關係したことはない。あくまで経営者が組合の協力を得てやってほしい。² 共産黨員あるいはその同調者であるという理由だけでの追放はやめてほしい。³ 組合の活動分子を理由に臆首すると重大な社会問題になる恐れがある、というものである。⁴

エーミスはこのような見解を厳密に理解するならば、レッド・パージの必要性は相当に限定され、その対象もきわめて狭いものにならざるをえないであろう。ところが、それから四週間後に私鉄経営者協会が各組合に通達した「整理実施要綱」⁽³⁾は、私鉄事業は「公益事業」であり、「社会生活の動脈を形成する」という高みに立つて、基本方針をつぎのようについたあげた。すなわち、「然るに従業員の一部には破壊的言動をなし、或いは他の従業員を煽動し、若しくは紛擾をかもすことを目的とする等法の權威を輕視し、企業秩序を紊し業務の円滑な運営を阻害するが如き非協力者又は事業の公共性に自覚を欠く者があることは、誠に遺憾とするところであり、斯る言動に出ずるもの及びこれに同調して行動するものを排除することは忍むを得ざるに出ずる処置であります」と。

エーミスは、共産黨員とその同調者および組合の活動分子を理由とする臆首に難点を示唆していたから、経営者としては、上記三点とは異なる理由を挙示しなければならなかった。模索の結果つち出されたのが、『私鉄労働争議史』の使用している言葉でいえば、「トラブル・メーカー」という概念である。⁽⁴⁾ さきの引用に見られるように、この用語自体の使用は避けているが、「トラブル」を広く抽象的に規定している点が問題をいつそう先鋭にしている。⁽⁵⁾ はたしてエーミスは、一〇月二四日、再度私鉄の経営・労働の双方の代表をよ

んで、手続きと内容の両方の点について戒めたのである。⁽⁶⁾

まず、手続きについては、「これを実施するについては、あらかじめその基準、該当者の数及び名前を経営者側が組合側に示して、個々のケースについて検討して経営者と組合とが協力して、これを実施するように勧告しておいた。ところが、経営者は私の勧告したこの手続を踏んでいない」と厳しく指摘し、同時に「経営者が正しい手続を踏まずに解雇を行うならば、その結果どのような紛糾が起こってもGHQ労働課としては経営者を援助しない」と言明するに至った。さらに、エーミスは、質問に答えて、「私の勧告した手続と違つた方法で謂はゆるレッド・パージを行っている会社に対しては直ちに電報で解雇を延期し、私の勧告した手続に基づいて行うよう心配して貰いたい」と強く要請している。

つぎに、内容については、「謂はゆるレッド・パージなるものは思想的に共産主義的なもの及び、これら共産主義者の仲間を全部追放するということではなくて、外部（共産党）から直接指令をうけて活動した、人々を誤り導く（mislead）ような中核体をなす者を排除せよということであ」と中核的な共産黨員に限定するよう要請している。なぜかといえば、「もしそうでなく共産主義者及びその仲間というように枠を拡げて行くならば、私自身（エーミス自身）さえも追放されねばならなくなる」からであるとして、エーミスは、あらためて「便乗解雇」を戒めるのにかなり腐心している様子がかがえる。

エーミスが二度目の意見表明でこのように言明しなければならなかった理由は、この会見資料だけからでは明らかにはならないが、推察すれば、私鉄総連の強い反対姿勢を、エーミスがすでに察知し

ていたためではなからうか。事実、一〇月二六日付の総連の機関紙『私鉄労働』には、「私鉄経協一方的に赤追放を発表」という見出しのもとに、会社側の一方的なやり方を強く非難したつぎのような記事を載せている。⁽⁷⁾

「私鉄経営者は、二二日(一〇月)ほとんど全国一せいで「赤追放」を組合側に申入れ、二三日には該当者あてに解雇通告をおこなった。会社は団体交渉とは名ばかりで、いずれも経協できまつた抽象的な『整理要綱』ないし『基準』を示し、組合からの具体的事由の追及には、ほとんど答えず、『ただイエスカノウだけ』であとは問答無用とばかりの一方的な態度に終始、二三日の回答如何にかかわらず解雇を断行し、さらに、直ちに職場への立入禁止を指示するなど、全く人権や協約その他をふみにじる暴挙にでた。しかも、その間、会社は、あるいは守衛を増員し、私服警官まで配して団体交渉を威圧しようとした。」

このように、私鉄総連は、会社側のやり方を「暴挙」と批判し、「既定方針どおりたたかえ」と激をとばしている。「既定方針」とは一〇月一日の中央委員会の決定、翌二日の執行部連絡協議会の声明、五日の私鉄経協理事会への申し入れ、七日の闘争指示第一号⁽⁸⁾で繰り返し表明されたものである。要約すれば、¹単に共産党員であるとの理由による誡首には反対、²便乗的誡首の強行には絶対反対、³破壊的行動の処罰は、労働協約、就業規則にもとづくべし、というものである。そして、「みずからの生活権確保と基本的人権を守るために…全組織をあげて断固たたかう」と表明した。

私鉄総連のこのような抵抗的な態度表明を注視すると、エーミスが「私の勧告した手続きに反している」と言明したのは、至極当然

のことであった。しかし、経営者側は、「トラブル・メーカー」すなわち労働組合運動の中心的活動家の解雇にあくまで執心していた。このことは、団体交渉をほとんどの場合事実上拒否したことに端的に示されているが、二、三開催された団体交渉の場における経営者側の姿勢により典型的である。そこで、ごく限られた資料ながら、つぎにこの点についてみよう。

一、経営者側の強硬姿勢と「企業防衛」論

経営者側が労働組合との交渉の場においてどのような内容の発言をしているかを、嘗団地下鉄の場合についてみよう。⁽⁹⁾以下は、経営者側の発言のみを抜き出したものである。

「だから基準を出して相談しているのだ。見解の相違だ。」

「具体的なものがこの基準なのだ。この基準に対して諾否を求めたのだ。」

「無視していない。」

「同意を求めているから無視している事ではない。承諾しない場合は一方的に行つが、組合は承諾してくれると思う。」

「出さない。具体的と言つても、其の人の性行、行為、意図等で、いろいろのもので君等は反対して、抽象的というであらう。」

「(個人通告を)だす。」

「そうとは考えない。」

「(今日)出す。」

「その様な事はない。空想には答えられない。」

「(撤回)しない。」

「嘗団として公共性を考え、種々研究して基準を出しているので

軽々しく出したのではないから撤回は出来ない。」

「大体決まっているが、この後この基準に該当する人があればやる。」

「大体に於て第二次、第三次、いまは計画していない。しかしこの問題に関連して、一、二週間中に該当する者ができればやる。」

「説明はもう言いつくされている。方法的に見解が分かれているだけだ。」

「私の方では断られたと了解する。既定方針で行く。(総裁以下退場)」

ここには、レッド・パージに対する経営者側の立場ないし意見が典型的に表明されている。すなわち第一に、「整理基準」が全てであるという点である。個々人の、個々の問題について「協議」する意思是当初から全然ない。第二に、解雇について一括ないし総体的「同意」「承認」を求めているにすぎない点である。労働組合の側に、批判や反対の意思表明はできても、阻止のキメ手がないことを見透かした考えにもとづいている。第三に、撤回の意思を全くもたなかったことである。かくては、レッド・パージは本質的に経営者側のひとり相撲ということになる。したがって、名古屋鉄道の経営者が、いささか踏み込んだと思えるような「説明」をつけくわえたとしても、レッド・パージの本質は微動だにしないものである。

名鉄の常務は、以下の一〇項目を挙げている。¹⁰⁾

- 1 日本人の社会的確信に基いて実施する。
- 2 対象となる者の中には、組合運動に活発であったからというよつな者は絶対でない。
- 3 組合からの申入書の精神を尊重し、その建前でやった。
- 4 政治活動の自由は否定しない。

⁵ 破壊的言動ということとは、社会的普遍妥当性で線を引く。⁶ 日本

が独立国であるか敗戦国であるかで、議論の建て方は違はずだ。⁷ 第二次整理ということはただいまのところ考えていない。⁸ この整理について個々に不当だというなら、この基準に適合しないことの正確なる反証を挙げてもらいたい。⁹ 整理該当者が勝訴するなり、あるいは反証により不当であることが確認されれば取り消す。¹⁰ この場で氏名の発表はしない。会社の責任で個々に決定する。いちいちの理由は申さない。反証をあげ、組合から質問されるならば答えらる。

経営者側がこのよつな強硬な立場をとりえたのは、「企業防衛」を前面に出すことができたからである。西日本鉄道の社長は、つぎのように述べている。

「会社は従業員の一部を整理することになった。先般GHQ当局から私鉄経営者協議会の代表が呼ばれ、一部国民の間に暴力的な革命を標榜し、産業の破壊を考えている者があるが、このような分子、並びにこれに同調する者を産業から排除することは経営者の責務であるといわれた。私鉄企業が公益性であることから、右の趣旨により企業防衛のため、「破壊的」「危険的」分子を排除することにした。設備の防衛ばかりではなく、企業秩序を維持するためのもので、これは労働対策ではなく治安対策である。したがって法令違反でないことは政府も言明している。」¹¹⁾

エーミスの見解は、第一節で見たものと随分違っているが、「企業防衛」の意味するところは明白である。それが、労働対策ではなく治安対策だという言明は、レッド・パージの本質を露骨に表白している。そして、この「企業防衛」論を正当化するために、国際情勢、もっと明確な言い方をすれば国際共産主義の動きを理由として

挙示する。たとえば、京阪神急行電鉄の専務は、つぎのように説明している。

「いま社長から話もあったように国際情勢はすこぶる微妙なものになってきている。ことに朝鮮事変がわが国に与える影響は極めて重要である。私たちは敗戦の苦悩から立ち上がり、前途に光明を得るようになってきたが、この光明を再び暗黒の世界に陥れることのないよう防衛しなければならぬ。このような事情から経済の重要な地位をしめる各種の事業では企業防衛をおこなうことになったことは新聞紙上ですでに承知の通りである。」⁽¹³⁾

朝鮮戦争を国際共産主義の陰謀と見たて、この陰謀を阻止するために企業を防衛するという、国際共産主義と全面対決する徹底した反共主義の論理の展開が、いうところの「企業防衛」論の中味である。そのような議論を、上から強権的に吹聴し、労働組合の中心的な活動家たちを「トラフル・メーカー」として強制的に追放することによって、一体なにを企図していたのかは、たとえば西日本鉄道会社の発した「従業員諸君に告ぐ」が、つぎのように述べていることから、十分推察できるであろう。

「会社が従業員組合の健全なる発展に協力して来たことは既に諸君の熟知せられるところであり、今日の整理に当たっても、因より時局に便乗して、進歩的な組合員を整理すると、民主的な組合運動を抑圧するとかいう意図は、全くないのみならず、会社はむしろ民主的組合の発展を深く念願するものであり……」(傍点は引用者)

一方、「企業防衛」を前面におし立てた、経営者のこのような強硬な姿勢は、労働組合の闘争意欲をいぢりしくせざるもであった。

たとえば、名古屋鉄道の経営者は、「反証」をあげれば答えると組合に言明していたため、組合は「反証」の資料収集に尽力することにした。しかし、そこには、思わぬ陥穽が待ちかまえていたのである。組合史は、その経緯をつぎのように記述している。

「実際に『具体的な反証をあげる』ということになると、会社の『破壊的言動をなし、或いは他の従業員を煽動』するとか、『業務の円滑な運営を阻止するが、如き』非協力者』など、さらに『これに同調して行動するものを排除する』という基本方針は、その適用自体が『主観的』な性格をもち、反証をあげるとしても、何を基準にするかで問題があった。と同時に、指名を受けた者にも組合にも、これらにたいする事前の準備もなく、『反証収集』は難航することになった。」⁽¹⁴⁾

この結果、交渉は頓挫し、あせりが出てくることになる。あせりから生まれるのは、ひとつは条件闘争への転換である。この例は、東武鉄道労働組合に典型的に見られた。三役交渉によって問題をつめることにした東武の組合は、「メド」として七項目の新提案を会社側に提出した。その内容は、つぎのようなものである。¹ 過去及び現在において共産党員でない者は除外する。² 過去に党籍があっても、現在党籍がないものは、三カ月以内に復職させる。³ 上記以外で会社、組合が復職を妥当と認めたものは、半年以内に復職させる。⁴ 前二項の復職は、新規採用の形式をとるものの、前職及び給料を考慮する。⁵ 退職者には特別退職金のほか基準賃金の三カ月分を加算支給する。⁶ 以上の実施にさいして、組合としての闘争を停止する。⁷ 会社は退職者の再就職について便宜をはかる。⁽¹⁵⁾

明瞭なように、団体等規正令にもとづいて登録してある共産党員

については、やむをえないとする立場である。当然のことながら、会社側はこれを全面的に拒否した。経営者にとっては、共産党員を含む「トラブル・メーカー」があくまで問題なのであって、共産党員だけが問題なのではない。そのことを認識できない組合は、共産党員をあたかも「いけにえ」にすれば、コトが解決するかのような幻想にとりつかれていたのである。明らかに組合の認識に問題があったことが、疑問の余地なくここに表現されている。

いまひとつの立場は、阪神電鉄労働組合のつぎのような言いぐさに示されている。

「現在の労資間の交渉では団交と経協を問わず会社は理由明示をしないであろう。これ以上の理由明示は拘束力をもつ裁判所しか求められないと判断し経協でのつきつめを中止する。また大会の空気や一般他組合の事情などから今迄以上の強硬な反対闘争をとり得ないと判断し、この問題については会社がやるというのであれば我々としては反対であるが勝手にさせなければ仕方がない。」

このように、経営者側の「一斉強行」は、労働組合を軟化させるなど絶大な効果をもたらしたのである。このことは、好むと好まないとにかかわらず追放・解雇後の組合の闘争へのとり組み方にも、大きな影響を与えずにはいかなかった。

三、「追放」についての各組合史の記述とその歴史認識

「一斉強行」されたレッド・パージによる私鉄各社の被追放者数は、表1のとおりである。三七社にわたり、合計五二三人にのぼっている。このうち登録共産党員の内訳人数が判明しているのは五社

にすぎないが、これだけを見ても、共産党員のみが対象でなかったこと、言葉をかえれば、「トラブル・メーカー」が眼目であったことは明白である。では、各労働組合が、この事態にどう対処したのであろうか。一般には、「追放」という未曾有の事態に対して各組合がとった態度が、なによりも問題となるところである。しかし、ここでは、「追放」への対処という事実問題そのものよりも、むしろ後年のそれぞれの組合史の記述の仕方と、そこに現出している歴史認識を検討してみることにした。

というのは、「追放」の歴史認識を問題にすることなしには、「追放」の今日的意味を十全に明確にすることはできないからである。しかも、経営者側が「一斉強行」した私鉄の場合、組合の態度が「追放」問題の行方を直接に左右するものであったから、そのとき組合のとった態度を組合史の中でどう記述するかは、「追放」問題を歴史としてどう認識しているかの中核部分をなしている。そのような理由で、各組合史の記述を中心に検討していくことにしたい。

表1に明瞭なように、労働組合史(年史)を刊行しているのは、大手を中心に二二組合である。したがって、中小を中心とする組合史未刊行の組合については、検討の余地がないことになる。さらに、二二組合史を一括せず、個々の組合史別にとりあげたい。そのさい、「一斉追放」者数の多い順にとりあげることにしたが、紙幅の制約もあって全組合史をとりあげることができなかった。

(1) 西鉄労組 六七人という私鉄最多の犠牲者を出したにもかかわらず、その組合史は「二八日以降六七名の被解雇者は法廷闘争を行なう者はなく、職場を去っていった」と簡略に書き記しているにすぎない。被追放者の名前も、その後の生活問題にも一切触れていな

表1 私鉄37社のレッド・パージによる被追放者数と救済機関への訴えの状況など

会社名	計画被追放者数 ¹	実施被追放者数 ²	登録共産 党員数 ³	労働組合史 (年史) ⁴	中央・地方労働委員 会等への調停申請 ⁵	裁判所への提訴 (人) ⁶	復職者数 (人) ⁷
旭川電気軌道	1	1					
美唄鉄道	1	1					
帝都高速度交通営団	32	26	9	20・30	なし	全員(のちに3人取り下げ)	0
京成電気鉄道	13	11		16・31	なし	0	0
東武鉄道	41	37		30	中央	全員組合支援	5
東京急行鉄道	78	41		30・40	中央		
小田急電気鉄道	18	8		25	なし	全員	0
京浜急行	22	19	14	20	なし		0
京王帝都電鉄	27	20		30	なし	0	0
日立電鉄	1	1					
相模鉄道	2	1		20・30	なし	0	0
富山地方鉄道	3	2	2	50	富山県	0	1
北陸鉄道	19	19		30	石川県	4人(のちに1人取り下げ)	6+6
名古屋鉄道	31	21		30	なし	0	0
京福鉄道	14	13					
近畿日本鉄道	26	20		30	なし	5	0
京阪神急行	42	32	7	10・20・30・40	なし	20	0
京阪電鉄	31	19					
南海電鉄	18	14			なし	0	0
阪神電鉄	21	23		10・40・50	なし	4	0
山陽電鉄		4			なし		
江若鉄道	2	1	1	20	なし	0	0
和歌山電気鉄道		1					
岡山電気鉄道	8	3					
広島電鉄	44	38		10	なし	0	0
山陽電気軌道	9	5					
一畑電鉄	17	15					
出雲鉄道		3					
高松琴平電鉄	8	8					
伊予鉄道	6	6		40	なし	0	0
土佐電鉄	25	13					
西日本鉄道	104	67		10・20・30・40	なし	0	0
大分交通	22	16		30	なし	0	0
熊本電気鉄道	10	8					
島原鉄道	5	4					
長崎電気鉄道	2	1		10	なし	0	0
南薩摩鉄道	2	1					
(計)	705人	523人		20組合			

1 営団地下鉄のレッド・パージ刊行委員会『うばわれた人権の回復を求めて - たたかひの記録と回想録』(1994年) 184ページ。

2 日経連事務局『レッド・パージの経過並に關係資料』(1957年) 79~81ページ。島原鉄道と南薩鉄道には、ほかに事前退職者が各1人いる。なお、各労働組合史(年史)に記述されている人数と異なる場合もある。

3 各労働組合史(年史)などによる。2の内訳

4 筆者の調査による。南海は『南海電気鉄道労働組合史』(1979年)、山陽電鉄は『山陽電鉄労働運動史』1~4(1990年)としてそれぞれ刊行されている。

5~7 各労働組合史(年史)などによる。

い。組合として個々人の法廷闘争をできるかぎり援助すること、裁判終了まで組合員資格を認めることなどを決めたことを記述しているもの、組合が組織的に闘争を組まなかった事実には言及していない。総じて西鉄労働組合史のレッド・パージについての歴史認識は、きわめて低く、その今日的意味を明確にするにはほど遠いものと言わざるをえない。

(2) 東急労組 犠牲者四一人という歴史的事件にもかかわらず、『組合結成30周年』(一九七六年)は年表主体であり、さらに『東急労働組合四〇年』(一九八五年)は元幹部による座談会であって、レッド・パージ問題に真面目にとり組む姿勢を当初から欠いている。また、元幹部の個人執筆である『幾たびか峠を超えて 東急労働運動史』(石川信夫、一九八五年)も、ほとんど同様の性質のものであり、思想的に難点を有するとともに、資料的にも無価値にひとしい。西鉄労組と東急労組の組合史をみるかぎり、レッド・パージと闘わなかった労働組合は、労働組合史においてレッド・パージを歴史的に総括することができないという当然のなりゆきを最もみすばらしい形で露呈していることがわかる。

(3) 広島電鉄労組 『日本私鉄労働組合連合会中国地方労組広島電鉄支部 組合一〇年の歩み』(一九五六年)という長たらしいタイトルルの組合史もまた、前二者と大同小異である。スタイルは日誌風であるが、要するにレッド・パージを歴史的にとらえようという姿勢も意欲もないのである。

合計一四六人の犠牲者を出した三つの労働組合とその組合史の体たらくぶりは、私鉄におけるレッド・パージの「一斉強行」の問題性を典型的にさし示しているというべきかもしれない。広島電鉄で

は、一〇月二七日の臨時大会で、「不当闘争反対闘争」を七〇対六二で方針として確認しないことを決定し、その翌日には二人が退職届を提出するという有様であった。¹⁸⁾したがって、組合員資格をめぐる問題も、ほとんど問題になりえなかったのはいうまでもない。

このような事態がどうして起きたのか。『東急労働組合四〇年』が、元幹部のつぎのような座談会発言を紹介しているのは、きわめて示唆的である。

「あくまでも共産党はだめなんだと印象づけたいというのが、われわれが最終的にレッド・パージに賛成する意向を固めた初期だったんですね。」

「あくまでも党として動いている人間だけを対象にするべきであって、組合活動をやっている人間を対象にすべきじゃないんだ。」
「いかにして組合を強化していくかという形の上で、われわれとしてレッド・パージを賛成の方向にもっていった、こういうことなんです。」¹⁹⁾

(4) 東武労組 犠牲者は三七人、その組合史は、『三〇年史』上・下二冊という大部なものであり、レッド・パージにも三〇ページほどをあてて、全体としてまんべんなく記述するとともに、組合の方針や会社側との交渉経過についても、かなり詳細に記述している。これらの記述の中でとくに注目されるのは、一月中旬、「公開質問書」の形をとって不当闘争反対闘争に水をさす動きが組合内部に出たことをとりあげた部分である。組合史では、「質問書」を要約して紹介し、つぎに書記長名の「質問書に答える」を要約紹介したあと、「以上のように、組合本部は『公開質問書』に答えながら質問者のかくされた意図にもきびしい反論を加えたのである」と

敢然とした言葉で結んで圧巻である。

東武労組は、解雇通知の一括返上とともに、三七人の地位保全仮処分申請を東京地方裁判所におこない、同時に中央労働委員会に提訴した。中労委からは「本問題は調停に不適當」であるとして、「調停申請を取り下げて交渉によって問題を解決されたい」という勧告があった。組合史はこの勧告を紹介して「これは中山会長個人の資格でなされたものであったが、そこには極めて政治的な問題としてあったレッド・パージからの中労委の回避姿勢がうかがわれた」と中労委の姿勢を批判している。

その後、一二月五日の中央闘争委員会は、¹ 重点を法廷闘争におくこと、² 該当者の職場での扱いは原則として従来通りとすること、³ 今後闘争資金を徴収しないことを決定したが、この段階における闘争姿勢について、組合史は、つぎのように記述している。

「この東武では法廷闘争を重点に不当職首反対のたたかいを今後も推進することを決定したが、他の都内私鉄は、この時すでにパージを認めて闘争を終結させていた。各組合とも当初は総連地連の方針にそって会社と交渉をおこなったが、次第に組織内部での闘争をめぐる意見対立が深まり、やがて『今回のレッド・パージは占領軍の命令による絶対的なものである』との考え方が支配的となって小田急一〇月二三日、京帝一月一日五日、京成一二月二七日、東急二月一日と、それぞれ臨時大会をひらいて解雇を承認し闘争を打切ったのである。全国的にみても組合として組織的な反対闘争を継続していたのは東武と北陸鉄道のみであった。」

とはいえ、その東武労組のその後の歩みは、決して平坦ではな

った。組合史はレッド・パージの一節をしめくくるにあたっては評價的な論述を抑え、比較的淡々と経過を記述することに徹しているのが特徴的である。しかしながら、一二月一九日会社を示した「最後案」を、常任闘争委員会が八対五で受諾決定したことをめぐって、翌五一年一月二四日の中央闘争委員会は白熱した。組合史は、つぎのように書き記している。

「なかでも最後に立った永瀬委員の反対論は討議なかばにして早くも会社回答受諾の方向に傾きつつあった会議の空気を大きく変えた。パージの不当性を鋭くつき、組織を守るためにいま何が一番大切かを説いて闘争の継続を訴えたその論旨は、強い説得力をもってその直後に実施された無記名投票にも少なからぬ影響を与えた。開票の結果、三二対二七の僅少差で原案は否決となり、会社回答拒否と決まった。法廷闘争の続行が決まったこの瞬間、該当者の一中闘委員は、感激のあまり永瀬にかけ寄りその手を力一杯握りしめた。」

この部分の記述には、抑制されていた情感が思わずにじみ出たような印象を受けるであろう。

ところで、組合史では「該当者」と記載されている追放指名者たちは、なにがなんでも反対という反対一点張りだったわけではない。すでに、中央闘争委員会に要望書を提出し、不当職首反対闘争の継続をのぞみながらも、職場の「組合員感情」を考慮して、組合資金による賃金支給を辞退し、自力でたたかひ続けるとの決意を表明していた。これをつけて、組合は、法廷闘争の推進と二月以降「該当者」の就業・生活保障の打切りなどを決定した。このため、「該当者」たちは「生活対策」に奔走しなければならなかった。その悲痛

な有様を組合史は、つぎのように書いています。

「しかし、こつした活動にも限界はあった。行商は回を重ねるごとに売れ行きが落ち、職場で風呂敷をひろげ品物をとり出すことに心の負担を感じるようになった。名前も知らない仲間から励ましの言葉をかけられて勇気づけられる一方、『早く転職して新しい生活に入った方がいいのではないか』との善意の忠告もきかされた。行商はあくまで生活のための手段であり、闘争への理解と支援を訴えるオルグ活動こそが真の目的と知りつつも少しずつ遠のく職場との距離を思わないわけにはいかなかった。」⁽²⁴⁾

立場によつては、あまりに情緒的な文章にすぎるといふ批判が出てくるにちがいない。たしかに当事者の作文かと疑えるようなフシもある。けれども、そこにこそ、組合史執筆者の人間味あふれた思い入れを見てとるべきではなからうか。

法廷闘争は、いくつかの困難にあい、紆余曲折をへて、最後に残った六人も順次裁判長和解を受け入れ、組合をあげての組織的闘争は終結した。終結にあたって、組合は「今回の措置は特別であつて、今後の基準としない旨会社と協定を結ぶ」ことを決定した。和解案の中には会社が「五人を限り東武鉄道共助会に就職方斡旋する」という一条があり、これにもとづいて五人の採用が決定した。組合がこの点をもふまえ「和解案は頭初の全面撤回に比較するならば極めて不満ではあるが、その後の闘争目標であつた一部の復職という点からみて一応その目標に達し成果をあげ得た」と評価したことをつけくわえておこつ。

(5) 阪急労組 犠牲者は三三人。⁽²⁵⁾ 組合史は、一〇、二〇、三〇、四〇の各年計四回刊行されており、レッド・パージについての記述

はすべて違つてゐる。そこで、ここでは、レッド・パージから最も近い時期に刊行された『一〇年史』をとりあげることにした。

この『一〇年史』をひもといてみますと驚かされるのは、普通ならば「組合は……」とか「阪急労組は……」と書くところを、ほとんどの場合「私たちは……」としてゐることである。組合が「私たち」のものである以上、組合史も同様に「私たち」のものであるといふ意識を具体的に示すものである。なかなかの見識である。ところが、「追放」問題の対処にあたっては、「私たちは」その高い見識を貫徹することができず、一〇月二十八日という早い段階で「組合の態度は白紙である。したがつて勧告者を一括しての不当解雇の法廷闘争を組合としてはおこなわない」といふ決定を出してしまつたのである。⁽²⁶⁾ この結果、どういふ事態になつたか。『一〇年史』は、ここでは「私たちは」といふ表現を避けて、つぎのように書いてゐる。

「立入禁止で職場の仲間と切離された被勧告者たちは組合の態度決定にのぞみをかけていた。しかし、組合が『白紙』の態度をとつたために孤立感を深めて退職者がぞくぞくとではじめた。また法廷闘争で闘う決意していた人たちのなかにも、現在のようないふ反動攻勢のほげしい時期に果たして裁判で勝つことができるだろうかといふ疑問をもちはじめ退職を願ひするものもあつた。最後に残つたのは西垣氏はじめ共産党員の七名となつた。」⁽²⁷⁾ (傍点は引用者)

中央委員会では二六対一八という六割近い多数で、「白紙」が決まつたため、『一〇年史』は恨みがましい書き方はしていないものの、「被勧告者」の心情に思いを致さないわけにはいかなかつたことで、引用のような記述となつたにちがいない。

組合は、組織としては法廷闘争を支援しなかったために、提訴者たちの身分や資金の貸付け問題などで最後まで苦勞を強いられることになったが、その経過は省略せざるえない。

(6) 帝都高速度交通営団「営団地下鉄 犠牲者は二六人である。組合史」帝都高速度交通営団二〇年の記録(二冊)(一九七〇年)は、日付順に動向が記載された日誌風のものである。さきの広島電鉄の組合史と同スタイルといえよう。記述の中で注目されるのは、闘争委員会での議論の模様を要約紹介した部分である。たとえば、一月八日の委員会では、以下のような「闘争打切り賛成」の意見書が出された。

「1 すつきりするため二六名の首切りを無条件でのみ、全面的な闘争の打切りをすべきだ。2 団交で退職者などをできるだけ有利に取ることが二六名のためになる。3 組合の中で中闘が浮いている現状では闘争は出来ない。4 赤追放は一般世論が認めている。勝利の裏付けのない闘争は勇氣と決断をもって打切るべきだ。5 講和が結ばれていないから法廷闘争はやっても無駄だ。」⁽⁹⁾
さきに検討した東武労組の立場からすれば、これは文字通り腰抜けの屁理屈にすぎないであろう。客観的に見ても、理論水準の低い議論である。さすがに被追放者の側から五日後の会に「闘争打切り決定反対」の緊急動議が出された。そのときの賛成意見を、組合史は以下のように紹介している。

「1 前日の闘争委では大会決定と正反対な問題を緊急動議として提出し、組合の一番重要な問題であるにも拘らず、職場討議もやらずに決定したことは非民主的な運営だ。2 組合が首切りを承認する」という結論は採決では出されたが、何故首切りを急に認めな

ければならないかについて具体的集約はない。³ 経営者が労働法規をはじめ労働協約や就業規則をふみにじっているのに、単に二六人の首切りを認めただけで闘争を打切ることはおかしい。この経営者の態度に対して組合はどの措置するのか、決定すべきだ。
4 この不法な首切りを承認することは組合自身が労働協約を無視することとなるのではないか。⁵ 首切りを認めた結果、被職首者を組合から追い出すことになるが、これは明らかに組合規約の違反であり、闘争委の首切り承認の決定は無効だ。」
まことに正論である。この正論を反駁するのは容易ではないと考

えるのが普通であるが、現実の駁論が一種の擦れ違いに終始していることは、以下の簡単な要約紹介からもわかるであろう。

「1 このパージは例外的であり国内法の枠を超えるものであると考える。2 該当者が個々に基準に該当するかどうか判らないが承認すべきである」という意見が職場にある。³ 情勢が悪いので認めるべきだ。」⁽¹⁰⁾

投票の結果は、動議に賛成九、反対三七、白票一の圧倒的多数で否決された。二日後の臨時大会でも、「反対闘争の打切り」は一四九対四三、「誠首承認」は一四二対四八で、それぞれ賛成が決まった。組合史は、ほとぼしる心情を抑えるように、「かくて、一度は組織をかけて闘う決意のもとに闘争開始したレッド・パージ反対闘争は、客観情勢に押された形で、終止符をうつこととなった」と書き記している。

(7) 阪神電鉄労組 犠牲者は二三人である。組合史はレッド・パージについて詳述しているわけではないが、大会決定にはいささか不満の趣であった。「この大会決定ははなはだ不明確で、基本的態

度として全組織をもって闘つことを規定しながらも、具体的な面では個々の自由意志による法廷闘争と言ったものである⁽⁸⁴⁾。そして、レッド・パーズの節の最後をつぎのような記述で結んでいる。

「この頃の組合一般の空気は未処理問題の解決の遅延、合理化問題による既得権の剥奪などから組合指導部に対する批判はかなり厳しく、レッド・パーズ問題にあっても一部では当然だと言った空気をええあり、全体として少なくとも打てば響くと言つものはなかった。それらは大会で決定された救援カンパ、戦首反対署名運動の面にもあらわれ、好成績をおさめ得なかった。」

指導部への不信感が、レッド・パーズによって一層深まっていったケースである。

(8) 名古屋鉄道労組 組合史によれば、二人の勧告者のうち一人が、会社期限の一月二十九日までに勧告受諾の意向を伝えてき、一月六日には最後の一人も同意して、レッド・パーズ反対闘争は終了したと記述されている⁽⁸⁵⁾。しかし組合史のどこにも「反対闘争」といいうるような行動ないし運動の記述はなく、組合としてはほとんどなにもしなかったにひとしい有様であった。組合史はさすがに氣になったようで、つぎのような言い訳がましい記述をつけくわえている。

「ところが会社のつしろには私鉄経協があり、さらに直接ではないにしろ占領軍の「お声がかかり」ということと、一九四九年に制定した団体等規制令により、多くの共産党員の登録名簿ならびに支持者リストをもった体制側がひかえているというように、まともに太刀打ちできない状態にあった。しかも時間も非常に少なかったのである。」

さらに、この組合史のレッド・パーズの節の最後には、「該当者リストは、該当者の一部からの希望もあって公表しないことになっているので本史でも省略する」といった、きわめて珍しい一節が付け加されている⁽⁸⁶⁾。他にはほとんど例がないといつていい。組合が組織として弱体であれば、組合史もまたその弱体ぶりをさらけ出さざるをえないといつてことである⁽⁸⁷⁾。

(9) 近鉄労組 『近鉄労組三〇年史』(一九七六年)は大部なものであるにもかかわらず、レッド・パーズについては、わずかに二ページたらずの記述でしかない。組合は、早々と「組合としては、ストを含む実力行使および法廷闘争を行わない」と決定したため、二人のうち一人が勧告を受諾、残る五人は法廷闘争にうって出た。組合史はその経緯について一切触れず、委員長談話でお茶を濁している。その委員長談話とは、つぎのようなものである。

「パーズが組合の規模からみて少人数ですんだことは幸いだった。該当者は皆それぞれ人間的にもしっかりした者ばかりだったので、今後の身のふり方についてはあまり心配ないと思った。リストを見たとき、党員でもないし、納得のいかない者が入っていたので、CICへ理由を聞きに行ったところ、当人が、いつどこで、どういう活動をしたかというくわしい資料を見せられて、これには一言もなかった。」

これが、組合の最高責任者の回顧談である。組織人としての任務にも責任にもまったく言及しない、酒飲み話かよた話の水準である。さすがの組合史も「このようにレッドパーズは、GHQの示唆という圧力のもとに実施されたため、十分な反対闘争が行われないうままに一段落した」とコメントせざるをえなかった。

(10) 京浜急行労組 一九人の犠牲者を出した京浜急行労組の動向の中で注目されるのは、レッド・パージ問題のとりあつかいを全組合員の投票にかけたことである。闘争委員会の提案は、¹ 組合は会社を相手取り東京地裁に解雇無効の訴訟を起こす。² 中央労働委員会に不当労働行為の申立を行う。³ 闘争費用は、一人一月七〇円、当面三カ月分を徴収する、といったものであった。投票の結果は、賛成八一七、反対二〇二九という圧倒的多数で提案を否決してしまった。この結果、残されたのは組合員資格の問題だけとなり、レッド・パージの問題は事実上終わった。さすがに闘争委員会では、「ふたたび血の出るような討論が展開された」と組合史は記述している。そして、このとき傍聴者の中から発言を求める声がおこった。一女子組合員の訴えを組合史は、こつ書き記している。

「女子運動員は、『いま私達の職場では借金を返すために無理な通し勤務をしています。こんなみじめな生活は、女のひとが一番よく知っています。皆さんは、奥さんや子供たちの食事のことを知っていますか。この前の戦争も、組合を弱くしたから始まったのです。可愛い奥さんや子供たちのために、私たちを育ててくれた父や母を戦争の犠牲にしないためにたたかってください。組合が、組合員の権利を奪うことは、組合を弱くし、戦争に通ずる道です。日本人なら、労働者なら、われわれの代表者ならたたかってください』と涙を流しながら訴え、議場は水を打ったようになりかえった。」⁴

それにもかかわらず、不当解雇問題の討議は打ち切られたのである。組合史には、さらに当時の書記長のエピソードが書きそえられて

いる。それによれば、一人でも二人でも助けたいと考えた書記長が「奪還闘争」を提案・説明したところ、被勧告者たちは「一九人一括撤回」でなければだめだとして、提案を拒否したので、書記長は「奪還闘争」をあきらめたという話である。共産党員と非党員を分別し、その中から一人でも二人でもと選別することがいかに屈辱的な仕打ちであるかを、当の書記長は思いみたくもないのだらう。一九人の拒否は、当然の正論である。

(11) 北陸鉄道労組 結果からみると、北鉄労組は、私鉄三七社の中で最もいい結果をあげたことになる。一九人の被勧告者のうち六人が復職をかちとり、さらに六人が組合内部で救済され、転業三人と死亡一人を除く三人が最終的に法廷闘争をたたかうことになった。そのような結果は、早い段階で「たとえ一人なりとも組織をあげて闘う」基本方針を確立していたこと⁵によっている。この方針は、勧告後一〇月三〇日の臨時大会で「組合の組織を破壊し、組合員の基本的人権をじゅうりんする今次不当解雇を会社が撤回するまで、組合は組織をあげて、最悪の場合は罷業権を賭して闘う」という方針に発展した。しかも、この方針は、賛成一六九、反対一、棄権二というみごとな集約の中で決定されたものである。⁶

組合史は、事実経過を比較的淡々と記述しているが、最後の部分でつぎのような評価がうち出されているのは、自負の心情からである。

「このように、わが北鉄労組の場合、『レッド・パージ反対闘争』と『協約擁護闘争』とを結合したことが特徴であった。げんにレッド・パージの直前に締結された労働協約は、その事態をふまえたものでもあった。とくに『解雇協議条項』が有効に活用された

ことが注目される。もちろん、組合幹部のすぐれた指導性とこれに対する大衆の信従との見事な結合の事例であったことは、特記にあたいすることである。⁽⁶⁾」

(12) 大分交通労組 組合史では一八人全員が早々と辞表提出したと記し、「僅かな退職金の増額により全員辞表提出により激しかったレッド・パーシ旋風も占領軍の圧力で闘争も問題にならなかつた、それ程に当時の占領政策はオールマイティであつた事を忘れてはならない」として全てを占領軍と占領政策のせいにし、闘わなかつた組合のことを棚にあげているのは、不誠実な記述というほかはないであらう。

(13) 京成労組 日誌風の組合史は、一〇月二六日退職金増額の「条件闘争」という執行部案に対し、賛成一九、反対五一で決定したと記述しているだけで、勧告を受けた一人が何を考え、どう行動したのかについては、いささかの関心も示していない。大分交通労組の組合史同様、レッド・パーシに対してあまりにもクールすぎるといわざるをえない。

(14) 小田急労組 レッド・パーシについてわずか二ページをさいているだけである。そのわずかの記述の中で注目されるのは、一〇月二三日の中央委員会で「該当者八名に対する会社の処置の当、不当を各人別に無記名投票で定めることとし、採決に入ったところ、各人別にも不当とする票が少なく、総数では、『正当とするもの』三一五、『不当とするもの』六三三、『無効』六となり、八名はいずれも会社のいう『不適格者』に該当するという結論となつたという一節である。⁽⁶⁾ 闘争方針について議論しないで、名指しされた組合員個々人が「不適格者」かどうかを、しかも会社の示す基準で判断す

るといふ、およそ労働組合らしからぬやり方である。さすがに組合史は、最後の部分でこう書き記さざるをえなかつた。

「想えば、レッド・パーシは戦後労働運動のなかで最も沈痛なできごとであつた。しかも有効な反対闘争がほとんどできなかった原因の一つは、数年間にわたる組合内部の対立と抗争によつて醸成された相互不信の感情にあつたことは否定できないであらう。」⁽⁶⁾ 組合内部に問題があつたことに触れた、あまり例のない記述である。

(15) 伊予鉄労組 六人の被勧告者のうち五人が一〇月二八日まで「退職願ひ」を提出し、残る一人については組合は「人員整理の基本方針に該当しないとは認められないので、組合として反対闘争は行わない」と決定した。⁽⁶⁾ レッド・パーシについての評価的な記述は組合史にはない。

(16) 富山地方鉄道労組 組合史は「富山地鉄労組はためらわず組織として反対闘争を行つた」と書き記しているが、事実はかなり複雑であつた。たしかに初期にはストライキをふくむ実力行使も辞さずの構えであつたが、一二月末には結局会社案を承諾するに至り、被勧告者二人から「不完全解決では承諾できない」と反発を受ける有様であつた。

(17) 長崎電鉄労組 組合史によれば、「第一三回労使協議会に於て、車掌籍にある山田百合子が乗務等の都合と外に会社の都合で了解の上で退職して貰いたい、退職金も考えると申入れがあつた」と記している(傍点は引用者)。レッド・パーシと時期を同じくする「会社の都合」をひとつの理由とした「退職」を、会社側はレッド・パーシとは無関係と主張しているフシがある。組合側もまた組

合史も、そのことをいささかも質そうとはしていない。ところが、一〇月三日の第一四回労使協議会で、会社側はつぎのように主張している。

「一〇月二日を期して私鉄関係レッド・パージが全国一斉に実施され九州一五〇名の予定が百名位になった。当社としては山田は企業整備の形で出した通りでレッド・パージではないと云う事になるが他にまだ同調者の類がいる様に見受けられるが同じ釜の飯を食った人とは手をつないで行くと云う立前から今度はやらない。」⁽⁵⁴⁾

つまり、山田の場合は「企業整備」であって、レッド・パージではないという言い訳である。組合史にはこれ以上の記述はないので真相は不明としかいいようがないものの、攻撃のホコ先をそらすための戦法と見るべきであろう。それにしても、組合史がその真相を明確にしようとしていないのは、大きな問題である。

(18) 江若鉄道労組 組合史の記述の中で注目されるのは、被勧告者一人の勧告理由について会社側が三点を挙げて具体的に説明している点である。

「¹ 共産党員である。² 昭和二三年六月下旬頃、賃金スライド闘争の際であったと思うが、事実と甚しく相違した事項をあげ、現社長を誹謗したビラをとどころどころに貼った。なお共産党として闘争した他会社の争議に関するビラを社内に掲示した事実がある。³ 昭和二三年八月から一〇月頃、当社沿線の松井幸三郎氏に關する隠匿物資の摘発に、共産党員として行動した。」⁽⁵⁵⁾

これは、他の組合史には見られない異例のことである。交渉の場で会社側が理由説明した例も、ほとんどないと言っている。もっと

も、当人は一〇月二五日に「退職願い」を提出して、「円満退職」している。

(19) その他の労組 一四人の犠牲者を出した南海労組、四人の犠牲者を出した山陽電鉄労組、一人の相模鉄道労組のそれぞれの組合史には、きわだった特徴は乏しい。これにひきかえ、二〇人の犠牲者を出した京王帝都の組合史は、レッド・パージされた初代と二代目の二人の元執行委員長の話が掲載されているのが注目される。初代委員長は「残念だったのは、労働組合がこれにたいしてまるで右往左往していたことです。……労働運動としては、そこに一つ割りきれないものが残った」と言い、二代目委員長は「レッド・パージの苦しみは、受けた人でなければわからないと思うんです。……組合運動のために、一生を棒に振らざるをえなかった人は私以外にもいました」と述懐している。⁽⁵⁶⁾

以上のように、東武鉄道と北陸鉄道を例外として組合としての組織的闘いはほとんどとり組めず、したがってその組合史における記述も総じていいかげんであり、歴史的に総括する姿勢をおおむね欠いていると言わざるをえない。その原因は、経営者側の「一斉強行」という足並みをそろえた強い姿勢に、組合が闘う態度をつくりあげることができなかったためである。この意味において、私鉄のレッド・パージは、産業別に見た場合最も典型的と言っているのではなからうか。

四、「整理基準該当の具体的理由」の標的

「企業防衛」論とは、その本質において治安対策であることは、すでに第二節で検討した。ところが、この本質に關して、北陸鉄道

争議の調停にあつた石川県地方労働委員会は、一九五〇年一月三日付の勧告書の中で、適切にも労使双方をこう論じている。

「今次会社の人員整理は全国私鉄関係に於て一般的に実施されている企業防衛のためにする止むを得ざる措置であつて原則として否認すべきではなくこれを実施するは寧ろ経営者並びに組合に課せられた社会的責任というべきである。従つて組合に提案をもつてする積極的協力をおしむべきではない。」(傍点は引用者)

このように、「止むを得ざる措置」を「経営者並びに組合に課せられた社会的責任」とまで揚言しているのである。治安対策を労資の「社会的責任」と観念するからには、論理必然的にそれは反共対策とならざるをえない。労働組合側が「破壊的暴力的行為の具体的事実を示すこと」を迫つたのに対し、北陸鉄道の経営者側が、つぎのような徹底して反共的な「整理基準」を提示した事実こそ、この間の事情をなによりも雄弁にものがたつている。

「¹ 党員 ² 職場又は地区細胞 ³ 最近に於て脱党又は離党したる者(擬装を含む) ⁴ C.I.C. 警察、その他の機関に於て党員(擬装を含む)又は細胞(擬装を含む)と認める者 ⁵ 地区委員会其の他党(細胞)機関事務所へ繋ぐ出入りする者又はしたる者 ⁶ 党の秘密会合(細胞会議を含む)に出席する者、又はしたる者 ⁷ 党(細胞)の外廓機関或いは外廓運動に加入し又は参加してゐる者、又はしたる者。党(細胞)に関する諸刊行物を編輯し或は之に關与し投稿し又は配布したる者。号以外の刊行物により共産主義或は党(細胞)の主義主張を宣伝し或は従業員をその企図のもとに煽動したる者 ¹⁰ 党(細胞)又は党員の指導に同調し事業場内の各種サークルに於て共産主義或は党(細胞)の主義

主張を宣伝し又はその目的のもとに活動しつつある者、或は活動したる者 ¹¹ 党(細胞)又は党員の指導に同調し会社業務の円滑なる運営を阻害せんとし或は阻害したる者、又は阻害したと見做さるる者 ¹² 各種公務員の選挙に於て党員候補者を積極的に支持し応援したる者 ¹³ 党員(細胞)と同調して著しく職場秩序を紊し又は事業の公益性の認識を欠き非協力的なる者 ¹⁴ その他右に準ずる行為をなし、又はなす恐れある者」

これは、客観的に見るならば恐るべき「基準」ではなからうか。思想・良心の自由も、政治活動の自由も根底から覆すものである。世界に冠たる悪法といわれたあの治安維持法でさえ、これほど精細な細則を完備していたわけではない。しかしながら、最大の問題は、これが机上の空理空論ではなく、現実に労働者を事業場から有無を言わせず「追放」する打ち出の小槌だつたことである。

私鉄の労働組合は、会社側との交渉の過程で「¹ 具体的事実」の説明を求めている。たとえば、伊予鉄道労組が「¹ 具体的事実を示して貰いたい」と迫つたのに対して、会社側は「¹ 会社としては確信を裏付けるだけの事実をもっているが、² 事実を發表することは本人をも傷つけることになるので、現在は發表しない」と答えている(傍点は引用者)。「¹ 本人をも傷つけることになる」事実とは、一体どういふことが、普通に理解するかぎり、本人が悪いと自覚できないような「¹ 事実」、つまりいい掛りかあるいは曲解されたものとならざるをえないであらう。このことを最もよく示しているのは、嘗て団地下鉄の経営者が一九五〇年二月、東京地裁に提出した、二六人の「¹ 被追放者」についての「¹ 整理規程該当の具体的理由」である。表2は、この「¹ 具体的理由」全体をわかりやすく表にしたもので

表2 営団地下鉄の被追放者二六人の「整理基準該当の具体的理由」など
 (一九五〇年一二月経営者側が東京地裁に提出したもの)

名前	生年 (西暦)	勤続年数	日本共産党 員の区別	整理基準該当の具体的理由 (本文中の説明参照)	総括的理由
中屋隆夫	16	8	党員	1	組合を政治的意図の下に利用 有力な同調者
佐久間飛巖	25	8	非	1	最も有力な同調者
竹内壽彦	18	7	非	1	最も有力な同調者
卯月重男	14	8	非	1	有力な同調者
平野清輝	23	8	非	1	組合を同調せしめるよう画策 同調者
廣田富男	25	7	非	1	有力な同調者
鈴木滋郎	19	9	非	1	最も有力な同調者
佐藤進	24	9	非	1	最も有力な同調者
竹内俊雄	19	9	非	1	他従業者を指導煽動 細胞創始者の一人
土屋正光	14	9	非	2	最も有力な同調者
山崎昭三郎	29	2	非	1	有力な同調者
H	28	3	非	1	同調者
I	24	6	党員	1	組合を党の方向に同調せしめるよう指導煽動
J	28	4	党員	1	党の方針を組合及び職場にて実行
K	23	3	非	1	有力な同調者
山本二三男	21	9	非	1	最も有力な同調者

名前							生 年 (西暦)	勤続 年 数	日本共産 党 員 の 区 別	整理基準該当の具体的理由 (本文中の説明参照)	総合的 理由
上野栄次郎	梶原千速	S	N	藤原巖	M	L					
26	17	27	23	23	24	29					
7	9	4	9	3	2	3					
非	非	非	非	党員	党員	党員					
1 3 10	1 5 10	1 5 8 11	1 3 4	1 5 9	1 3 5 10	1 2 4 5					
組合を党の方針に誘導画策 細胞の一員として忠実に行動 組合員を共産党に同調せしめるよう画策 職場の従業員を煽動 最も有力な同調者 有力な同調者 強力な同調者											

営団地下鉄のレッド・パージ刊行委員会

『うはわれた人権の回復を求めて たたかひの記録と回想録』(一九九四年)、二〇六～二二二ページから作成。

ある。二六人の「該当整理基準」は、全くの同文で、「事業の公共性に自覚を欠く者、又は破壊的言動をなし、或いは他の従業員を煽動し、若くは徒らに事端を繋ぐ者、法の権威を軽視し、業務秩序を紊し、業務の円滑な運営を阻害するが如き非協力者」と規定している。つぎに、「具体的理由」の記述は、党員と非党員で若干字句に相違があるが、共通する文言を中心に、以下のようにまとめた。

表3 「具体的理由」の適用人数

「理由」	人数
1	25
2	13
5	13
3	10
4	9
9	9
11	8
10	6
8	4
7	3
6	1
	101

表2と同じ。

1 はフラクシオン会議や統一左派懇談会への出席。 2 は共産主義思想の宣伝。 3 は入党勧誘・党勢拡大。 4 はスト煽動。 5 は新線建設反対。 6 はヒラ頒布。 7 は革命煽動。 8 は共産党候補者支持・支援。 9 は軍事基地反対・反米煽動。 10 は職場防衛委員会の結成・上長の誹謗攻撃。 11 は従業員・組合員煽動。

この結果、二六人全員で1の「具体的理由」が付されていることになる。これを人数別の表にすると、表3のようになる。これによれば、1の「理由」は一人を除き二五人に適用、2と3の「理由」は、丁度半数に適用されていることがわかる。

この「具体的理由」を子細に見ると、共産党とも共産主義とも全く無関係なものもある。要するに言い掛りに過ぎないことがわかるであろう。

つぎに、「総括的理由」と付したのは、「具体的理由」の前に全体的評価が付されているので、その文言の中から選んだものである。「追放」の直接の理由と解することができよう。

ところで、「この「具体的理由」について、表2の最後の人、上野栄次郎は、回想の中でつぎのように批判している。

「勝手に会議、委員会をテッチ上げ、共産党の方針に合致せしめようとしたことで、明らかに理由は後からテッチ挙げで考えたものであった。テッチ上げを匿すために、区長、助役、同僚が揃って『フラク会議に出席を勧誘された』とか、『共産党のピラを配布していたのを見た』との証明書が提出されて来た。これらの証明書も職制を通じて印を押したもので、権力に屈し、良心を捨てたものである。」(上野栄次郎「私の青春記録」)

裁判の過程については、第八番目の佐藤進も「解雇されたときの激しい怒りの感情は、いつの間にか『隣れみ』から『さげすみ』に変わっていったのをいまでもはつきり心に残している」と書き記している(佐藤進「我が青春に悔いなし」)。

被追放者二人は、この「具体的理由」に対して、詳細な反論を「反対疎明」として裁判所に提出しており、これも嘗て地下鉄のレッド・パージの記録の中に所収されている。それを検討すればするほど、「具体的理由」なるもののほとんどが机上の作文ではないことが明々白々となる。したがって、問題は、そのような作文によってなぜ善良なる労働者が職場から「追放」されたのか、ということにいきつかざるをえない。

おわりに

「一斉強行」された私鉄のレッド・パージこそ、さまざまな点でひとつの典型のように思われるが、その最も肝要な点は、これまでの検討によって明確にされたと言ってもいいであろう。不十分な点は多々あるが、ひとまずここで擲筆することにした。

(1) 私鉄のレッド・パージについては、三宅明正著『レッド・パージとは何か』(大月書店、一九九四年)が、二十余ページにわたって論及している。そこでは、「産業別の労働組合として組織的な抵抗を行った事例」に、土佐電鉄、広島電鉄、北陸鉄道、東武鉄道の四社がとりあげられ、「単組と単産のレベルで、ともに強い抵抗が行われた時に、労働側にとって一定の成果があったことがそこに示されている。他の単産では、そうした成果は乏しかった(同上、一六二ページ)と結論づけられている。本稿では、「強い抵抗」や「一定の成果」を、「一斉強行」というレッド・パージのあり方そのもののサイドから再検討してみることによって、そのような皮相的な観点にもとづく見解の問題性を明確にしようとするものである。

(2) 嘗て地下鉄のレッド・パージ刊行委員会『奪われた人権の回復を求めて たたかいの記録と回想録』(一九九四年)、三四九〜三五二ページに所載。日経連事務所編『レッド・パージの経過並びに関係資料』(一九五七年)には、「第一次会見F産業の場合」として同文が所載されている(一四四〜一四五ページ)。

(3) 私鉄経営者協会『私鉄争議史』第一編(一九六五年)、三〇四〜三〇

五ページ所載。

- (4) 前掲『私鉄争議史』第一篇には「各社共通の解雇方針としてトラブル・メーカーを対象とする形式をとったことが注目される」と記されている(三〇五ページ)。
- (5) 一九四九年の「企業整備」において「経営効率に寄与する程度」という基準が広く採用されていた点については、平田哲男「一九四九年の行政整理・企業整備におけるレッド・パージの方針と実態」(『大原社会問題研究所雑誌』一九八九年六月号)を参照。また、エーミス見解の全体と「トラブル・メーカー」の問題については、平田哲男「第三段階」一九五〇年のレッド・パージの全般的特質」(本誌、第三二集、一九九〇年三月)二九七〜二九八ページを参照。
- (6) 前掲『うばわれた人権の回復を求めて』三五二〜三五五ページ所載および『私鉄総連20年史 資料篇』(労働旬報社、一九六九年)、三〇一〜三〇二ページ所載。
- (7) 前掲『私鉄総連20年史 資料篇』、二九七〜二九八ページ所載。
- (8) いずれも、同上、二九四〜二九六ページに所載。
- (9) 帝都高速度交通営団労働組合『二〇年の記録』上(一九七〇年)、二六二〜二六四ページ所載。
- (10) 『名古屋鉄道労働組合三〇年史』(一九七五年)、一九九〜二〇〇ページ所載。
- (11) 『西日本鉄道労働組合一〇の歩み』(一九五六年)、一八二ページ。
- (12) 『闘いの記録 京阪神急行電鉄労働組合一〇年史』(一九五七年)、二〇一〜二〇二ページ。
- (13) 前掲『西日本鉄道労働組合一〇年の歩み』、一八三ページ。
- (14) 前掲『名古屋鉄道労働組合三〇年史』、二〇一ページ。
- (15) 『東武鉄道労働組合三〇年史』上(一九八八年)、四五三ページ。

- (16) 『闘いの一〇年 阪神電気鉄道労働組合』(一九五六年)、八九ページ。

- (17) 前掲『西日本鉄道労働組合一〇年の歩み』、一八四〜一八五ページ。
- (18) 『日本私鉄労働組合連合会中国地方労働組合広島電鉄支部 組合一〇年の歩み』(一九五六年)、一四ページ。
- (19) 『東急労働組合四〇年』(一九八五年)、二二〇ページ。
- (20) 『東武鉄道労働組合三〇年史』上(一九八八年)、四五九ページ。
- (21) 同上、四五一ページ。
- (22) 同上、四五四ページ。
- (23) 同上、四六三ページ。
- (24) 同上、四六五ページ。
- (25) 同上、四七〇ページ。
- (26) 同上、四六八ページ。
- (27) 組合史によれば、一人は事前退職したため、三人となる。『闘いの記録 京阪神急行電鉄労働組合一〇年史』(一九五七年)、二〇八ページ。
- (28) 同上。
- (29) 同上、二〇九ページ。
- (30) 前掲『二〇年の記録』上、二七二ページ。
- (31) 同上、二七三ページ。
- (32) 同上。
- (33) 同上、二七四ページ。
- (34) 前掲『闘いの一〇年 阪神電気鉄道労働組合』八八ページ。
- (35) 同上、九〇ページ。
- (36) 前掲『名古屋鉄道労働組合三〇年史』二〇二ページ。
- (37) 同上、二〇一ページ。

- (38) 同上、二〇二ページ。
- (39) 『近鉄労組三〇年の歩み』(一九七六年)、八五ページ。
- (40) 同上。
- (41) 『京浜急行労働組合二〇年史』(一九六八年)、一七九ページ。
- (42) 同上。
- (43) 同上。
- (44) 『北鉄労組三〇年史』(一九七六年)、一三八ページ。
- (45) 同上、一四一〜一四二ページ。
- (46) 同上、一五二ページ。
- (47) 『大分交通労働組合三〇年史』(一九七六年)、一六〇ページ。なお、この組合史では、被追放者は一八人となっている。
- (48) 『わが闘いと建設の歴史 京成電鉄労働組合一六年史』(一九六二年)、一一三ページ。
- (49) 『小田急労働組合二五年史』(一九七四年)、一二四ページ。
- (50) 同上、一二五ページ。
- (51) 『伊予鉄道労働組合四〇年史』(一九八六年)、二四六ページ。なお、二四七ページの記述によれば、土佐電鉄の被追放者数は「一八名」となっている。
- (52) 『富山地方鉄道労働組合五〇年史』(一九九五年)、九六ページ。
- (53) 『長崎電鉄労働組合拾年史』(一九五六年)、一三〇ページ。
- (54) 同上、一三二ページ。
- (55) 『闘いの二〇年 江若鉄道労働組合』(一九六九年)、三六ページ。
- (56) 『京王帝都電鉄労働組合三〇年史』(一九七八年)、二〇二〜二〇三ページ。
- (57) 前掲『北鉄労組三〇年史』、一四四ページ。
- (58) 同上、一四二〜一四三ページ。
- (59) 前掲『伊予鉄道労働組合四〇年史』、二四六ページ。
- (60) 前掲『うばわれた人権の回復を求めて たたかひの記録と回想録』、二〇五〜二〇六ページに所載。
- (61) たとえば、Kの「自己の職種たる技術掛として作業計画に参画し、知り得た機微なる点を故意に漏洩し、部下従業員を煽動し事端を繁くし以って業務の円滑な運営を阻害した」(同上、二二三ページ)。
- (62) 同上、三九九ページ。
- (63) 同上、三八七ページ。